

両磐圏域における地域生活支援拠点の

緊急時の受け入れ・対応について

1. 相談先

相談支援事業所と契約している場合は担当の相談支援専門員に相談する。相談支援事業所と契約していない場合は基幹相談支援センターに相談する。

2. 登録申請

相談支援専門員が障害者やその家族から聞き取りを行った結果、介護者等や本人の緊急時に他の支援が見込めず生活困難になる可能性があり、緊急時の支援が必要であると判断された場合、「地域生活支援拠点等利用登録 基本情報票」（以下「基本情報票」とする）を作成する。

3. 登録

相談支援ミーティングで基本情報票の内容を審査し、利用者として登録する。

登録した利用者の基本情報票は一関市、平泉町及び基幹相談支援センターで共有し、必要に応じて個別の基本情報票を関係機関と共有する。

4. 体験による備え

相談支援専門員が調整し、利用者の短期入所等の体験利用をすすめる。

5. 緊急時の対応

通報を受けた相談支援専門員や基幹相談支援センターが緊急時の受け入れ・対応の調整をして対応する。

6. 継続支援への移行

緊急時の受け入れ・対応を実施した相談支援専門員が、2週間以内に個別支援会議を開催して今後の支援について協議する。

7. 対応の検証

緊急時の受け入れ・対応を行った場合は、相談支援ミーティングで報告を行い検証や課題の抽出を行う。